

目 次

第1章 野生動植物保護の背景と現状

1	野生動植物の保護に関する基本的考え方	1
(1)	生物多様性の保全の現状	1
(2)	種の保護に関する基本的考え方	2
2	生物多様性の危機	4
(1)	生物多様性保全の必要性	4
ア	人間生存の基盤	4
イ	世代を超えた安全性・効率性の基礎	4
ウ	有用性の源泉	5
エ	豊かな文化の根源	5
(2)	生物多様性の危機	5
ア	第1の危機	5
イ	第2の危機	6
ウ	第3の危機	6
3	野生動植物保護の現状と課題	7
(1)	野生動植物の現状	7
ア	自然環境	7
イ	絶滅のおそれのある野生動植物	8
ウ	野生動植物の減少要因	15
(2)	野生動植物の保護に関する制度と取組みの現状	16
ア	野生動植物の保護に関する制度	16
イ	野生動植物の保護に関する取組み	20
(3)	野生動植物の保護に関する課題	24
4	野生動植物の保護施策の考え方及び方向性	26
(1)	指定種、保護区域等における法規制	26
(2)	開発行為等における影響評価	27
(3)	監視・指導體制の充実強化	27
(4)	調査研究の推進（モニタリング・資料保存とその有効活用）	27
(5)	保全・回復事業の実施	28
(6)	普及啓発の推進	28
(7)	外来種対策	29
(8)	保護推進体制の整備と関係機関の連携	29
5	特に保護が必要な種が生息・生育する地域	32
	特に保護が必要な種が生息・生育する地域の一覧表	33

第2章 野生動植物保護に向けた具体的な施策の展開

1	指定種、保護区域等における法規制	51
2	開発行為等における影響評価	53
(1)	事前生息等確認調査の際の対応	54
(2)	各種開発における事業計画策定の際の対応	54
(3)	希少野生動植物等に対する影響を予測・評価する際の対応	60
(4)	希少野生動植物の保護対策実施の際の対応	66
(5)	事業実施後の事後監視の際の対応	69
3	監視・指導体制の充実強化	75
4	調査研究の推進（モニタリング・資料保存とその有効活用）	76
(1)	調査研究の推進	76
(2)	情報の整備・提供	76
(3)	生物多様性センター（仮称）の設置	77
5	保全・回復事業の実施	78
6	普及啓発の推進	80
7	外来種対策	82
8	保護推進体制の整備と関係機関の連携	84

参 考 資 料

別表1	愛媛県野生動植物保護対策検討委員会委員等名簿	89
別表2	愛媛県野生動植物保護対策検討委員会における検討経緯	90
別表3	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において許可を受けなければ捕獲、採取等をしてはならない国内希少野生動植物	91
別表4	国立公園、国定公園の特別地域内において許可を受けなければ採取、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物	93
別表5	笹ヶ峰自然環境保全地域（野生動植物保護地区）において許可を受けなければ捕獲、採取等をしてはならない野生動植物	98
別表6	県立自然公園の特別地域内において許可を受けなければ採取、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物	99
別表7	文化財保護法及び愛媛県文化財保護条例で天然記念物に指定され、現状変更、保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁又は県教育委員会の許可を受けなければならない動植物	103
別表8	日本の侵略的外来種ワースト100	104
参考文献		105
用語解説		106
愛媛県自然公園位置図		115